

盛岡市基本構想の中間報告について

平成16年11月8日

企 画 部

現在の「盛岡市基本構想」が平成17年に目標年次に達することから、盛岡市総合計画審議会に新しい基本構想について諮問しておりましたところ、先月、中間報告がありましたので、その内容につきまして説明いたします。

○ 盛岡市基本構想の中間報告

資料1 盛岡市基本構想の策定経過

資料2 人口指標について

資料3 施策体系（案）

盛岡市基本構想（中間報告）

1 基本構想の目的

この構想は、少子高齢・人口減少社会の到来、環境重視への価値観の変化、経済の高度成長から低成長への転換、国内にとどまらない地域間競争の進行及び産業構造の再構築の進展など社会経済の大きな変化を受けて、盛岡市も厳しい行財政環境に適応する行政経営の基盤づくりを進めている状況の中で、市民と行政が一体となってみずからの責任のもとにまちづくりに取り組むにあたり、その取るべき方向性を決定し、どのようなまちを目指していくのか、その姿を示し、これを実現するための行政経営の理念を明らかにするものです。

2 基本構想の目標年次

この構想の目標年次は、平成 27 年とします。

3 目指すまちづくりの基本理念

盛岡市は、城下もりおかのまちづくりから 400 年を超える歴史の中で、中津川や北上川、雫石川などの河川、市内から眺望できる岩手山や姫神山、市街地を囲む田園地帯と丘陵地などの優れた自然に生まれながら、岩手県の県都として多くの都市機能が集積するとともに、東北新幹線や東北自動車道の高速交通及び国道 46 号や国道 106 号の横軸連携の結節点として、北東北の交流拠点の役割を担ってきました。

このような多くの市民により築かれてきた財産と個性をいかしながら、将来をみすえて新しい盛岡市を築いていくために、

地域の個性をいかしながら新しい魅力を生み出す「継承と創造」のまちづくり
多様な交流によりにぎわいがつくられる「求心力」のあるまちづくり
市民一人ひとりが個性と能力を伸ばすことができる「人が活きる」まちづくり

市民みずからがまちづくりの主体となる「市民起点」のまちづくり
地域の将来に責任を持ち問題をみずから解決できる「自律」のまちづくり
を、これからの盛岡市のまちづくりの基本理念とします。

4 まちづくりの基本目標

「まちづくりの基本理念」に基づき、目指す将来像を次のとおりとします。

「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」

盛岡の個性ある歴史・文化やまちを取り巻く美しい自然を保存継承しながら、多くの人を引きつける魅力と求心力を持つ都市づくりを行うとともに、地域の特性をいかした産業の振興、盛岡ブランドの確立などにより、少子高齢・人口減少社会にあっても、人々が集まり、多様な分野で活発な交流が展開されて、活力が生み出されるまち盛岡を目指します。

また、市民一人ひとりの自分が住むまちを良くしようとする心がかされた住みよい生活環境を持ち、人と人が支え合える地域社会が形成され、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる、人にやさしいまち盛岡を目指します。

みずからの責任と権利のもとで地域の問題を解決し、自分たちのまちは自分たちで創るという自律のまちづくりを進めるとともに、広い視野と新しい発想で世界の市民と交流できる人と文化を育む、世界に通ずる「元気なまち盛岡」を実現します。

5 主要データ

(1) 人口指標

目標年次である平成 27 年における人口を、283,000 人と想定します。年齢 3 区分の人口は、0 歳から 14 歳までの年少人口 37,000 人、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口 180,000 人、65 歳以上の老年人口 66,000 人となり、高齢化率は、23.3%になるものと想定されます。

また、世帯数は増加し、123,600世帯になるものと想定されます。

就業人口は常住地ベースで145,400人、産業大分類別では、第一次産業3,100人(2.1%)、第二次産業24,600人(16.9%)、第三次産業117,700人(81.0%)と想定します。

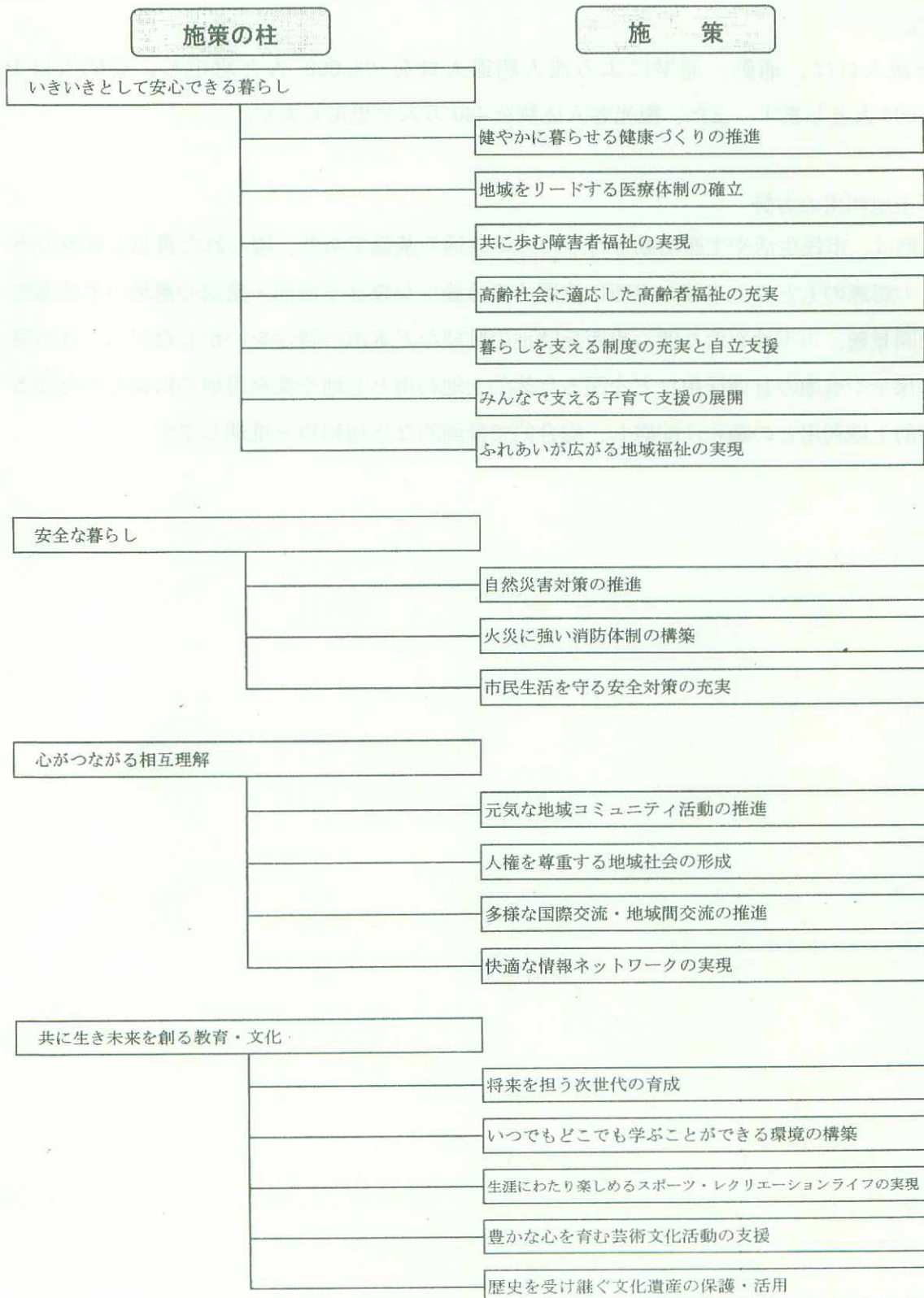
交流人口は、通勤、通学による流入超過人口を23,000人と想定し、昼間人口を306,000人とします。また、観光客入込数を440万人と想定します。

(2) 土地利用の方針

土地は、市民生活や生産活動を行うための共通の基盤であり、限られた貴重な資源であるとの認識のもとに、市域の東西に位置する緑豊かな森林や西部・南部の農地の生産機能と田園景観、市街地を取り囲む東西丘陵地の眺望など本市の特性をいかしながら、自然環境の保全や農地の有効活用などを図る自然的土地利用と宅地や業務用地の供給などを図る都市的土地利用との調和に配慮し、総合的で計画的な土地利用を推進します。

6 目標に向けた施策の体系

将来像を実現するために、次の施策を展開します。



施策の柱

施策

活力ある産業の振興

活力ある農林業の振興

まちに活力を与える工業の振興

多様で活発な商業・サービス業の振興

地域資源をいかした観光・物産の振興

安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進

環境との共生

生活環境の保全

かけがえのない自然との共生

地球環境への貢献

快適な都市機能

適正な土地利用計画の推進

魅力ある都市景観の形成

快適な居住環境の実現

うるおいのある公園・街路樹の確保

いつでも信頼される上水道事業の推進

健全な水環境・良好な水循環の創出

にぎわいのある市街地の形成

都市活動を支える交通環境の構築

信頼される質の高い行政

健全な財政運営の実現

計画的で効率的な行政運営の推進

市民とともに作る行政の実現

市民の負託に応える組織の構築・人材の育成

より便利な行政サービスの構築

自治の確立を目指す取組みの強化

(1) いきいきとして安心できる暮らし

子どもから高齢者まですべての人が生涯にわたり安心して生活を送りながら、積極的に社会参加ができるように、健康・医療、福祉の連携のもとに取組みを進めます。

①健やかに暮らせる健康づくりの推進

心身ともに健康を保持し、生涯を健やかに暮らすことができるように、市民が主体的に健康管理や健康増進に取り組める環境をつくります。

②地域をリードする医療体制の確立

すべての人が適切な医療サービスをいつでも受けられるよう、医療機関の連携と機能分担を図り、信頼される地域医療と救急体制を確立します。

③共に歩む障害者福祉の実現

障害者が住み慣れた地域の中において、その地域の一員として自立した生活ができるように、地域の協力体制を推進するとともに、障害者福祉サービスを充実します。

④高齢社会に適応した高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送れるように、介護を必要とする寝たきりや痴呆症の予防対策を推進するとともに、高齢者福祉サービスを充実します。

⑤暮らしを支える制度の充実と自立支援

暮らしを支える社会保障制度を充実するとともに、適正に制度を執行し、生活の自立支援を進めます。

⑥みんなで支える子育て支援の展開

安心して子どもを産み、育てることができ、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるような環境づくりや子育て支援体制を確立します。

⑦ふれあいが広がる地域福祉の実現

身近な日々の暮らしの場である地域において、互いに支え合いながらふれあいが広がる福祉体制を確立し、福祉活動を促進します。

(2) 安全な暮らし

市民が自然災害や火災から守られ、被害が最小限に食い止められるよう、防災対策や消防力の充実を図るとともに、身近な危険から生活を守るため、交通安全や防犯対策を推進します。

①自然災害対策の推進

地震や水害などの自然災害に備え、危険箇所の解消と市民への防災情報の提供を充実するとともに、地域における防災体制を確立します。

②火災に強い消防体制の構築

火災の発生を防ぐため、市民の防火意識の向上を図り、事業所などの防火管理体制の指導を強化するとともに、迅速に火災に対応できるよう消防力を充実します。

③市民生活を守る安全対策の充実

関係機関との連携のもとに、地域ぐるみの防犯活動を展開するとともに、子どもから高齢者まですべての人が交通事故から守られるよう、地域特性である積雪や凍結にも配慮し、交通安全施設の整備や安全教育を行うなど、市民生活の安全対策を充実します。

(3) 心がつながる相互理解

コミュニティの自主的なまちづくり活動を支援するとともに、お互いを理解し、尊重し合いながら、心と情報の交流が積極的に行われる地域環境を創出します。

①元気な地域コミュニティ活動の推進

地域の住民が主体になって考え、行動し、地域課題を自主的に解決できる、住み良いまちが形成されるように、コミュニティ活動を支援します。

②人権を尊重する地域社会の形成

性別などにかかわらず、お互いを理解しながら個人を尊重し合う平和な社会を実現するために、意識啓発に努めながら市民活動を支援します。

③多様な国際交流・地域間交流の推進

異なる民族や文化との相互理解を深めるために、本市に在住する外国人や姉妹都市等との交流を促進するとともに、地域間の連携促進に向けて、民間交流の活性化を促進します。

④快適な情報ネットワークの実現

格差なく各分野における情報の交流や交換が確保されるよう、情報通信基盤の整備を促進するとともに、地域情報ネットワーク環境の確立を図ります。

(4) 共に生き未来を創る教育・文化

健全で心豊かな子どもたちの育成を進めるとともに、市民が生涯にわたって学び、スポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる環境を整えます。また、市民が多様な芸術文化に親しむことのできる環境づくりを進めるとともに、郷土の文化遺産を保存・継承します。

①将来を担う次世代の育成

子ども一人ひとりの個性を育み、基本的な学力の確実な定着と、社会の変化に対応できる「生きる力」を育成します。また、知力、体力及び豊かな人間性が身に付くように学校・家庭・地域が連携し、心の教育や健康・安全の教育を充実します。

②いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築

だれもが楽しみや生きがいを持って暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、変化の激しい現代における社会的な要請にこたえられるように、生涯学習の一環として重要な役割を果たしている社会教育の充実を図ります。

③生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現

市民の健康増進と生きがいづくりのため、だれもが生涯を通して気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりと、計画的な普及、振興を図ります。

④豊かな心を育む芸術文化活動の支援

うるおいとゆとりある心豊かな生活の実現を目指し、市民が優れた芸術に触れる機会を積極的に取り入れ、豊かな感性や創造性を培うとともに、市民の自主的・創造的な芸術文化活動を支援・育成します。

⑤歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用

地域に受け継がれている固有の歴史や文化に誇りを持ち、その遺産を保護するとともに、これらに対する理解を深め、幅広い活用を進めます。

(5) 活力ある産業の振興

活力の源である産業が持続的に発展していくよう、既存産業の活性化とともに地域の特性をいかした新しい産業の創出に向けて、産学官連携を強化するなど、総合的な振興策を推進します。

①活力ある農林業の振興

安全で高品質な農産物の生産ができるよう、生産基盤を整え、地域産品の販売促進に努め、魅力ある農業経営の確立を目指します。また、山間地域における就労機会の創出と、森林の公益的機能を維持するため、林業生産活動による森林の管理と活用を進めます。

②まちに活力を与える工業の振興

大学、公的研究機関などの知的、技術的財産と企業の新技術、新商品開発の需要を結びつけ、新たな事業等の創出や起業しようとする人々を支援するほか、販路の拡大、工場集団化等による企業の業務拡張や経営指導を行い、地場産業を振興します。

③多様で活発な商業・サービス業の振興

地域経済や地域文化の発展を図るため、地域特性をいかし、生産者、消費者、事業者等の活発な交流を促進し、中心市街地活性化、多様な流通業や情報・生活関連サービス業等の育成支援により、にぎわいと求心力のある商業・サービス業を振興します。

④地域資源をいかした観光・物産の振興

盛岡の歴史、自然、文化、先人などの観光資源をいかすとともに、観光基盤や観光客受入体制を整備し、北東北の観光拠点都市として関係団体と連携しながら、国内外の観光客を積極的に誘致します。物産の振興については、伝統的工芸品や特産品等の新製品開発や販路拡大を進めます。

⑤安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進

商工業、観光、農林業など産業の各分野において、民間活力が十分に発揮され、雇用の創出が図られるよう企業活動の活性化を支援するとともに、企業誘致を積極的に推進し、多様な就労ができるよう雇用の創出と安定に努めます。また、勤労者が安全に、かつ、安心して就労できるよう、労働環境の向上や勤労者福祉を促進します。

(6) 環境との共生

地球温暖化など地球的規模の環境問題が懸念される中、本市の恵まれた水と緑の自然を共有の財産として次世代に引き継いでいくため、自然との共生を目指したまちづくりを推進するとともに、資源を大切にし、地球環境の保全に貢献するまちを目指します。

①生活環境の保全

身近な生活環境が良好に保たれ、安全、安心に暮らし続けられるよう、大気汚染や水質汚濁、騒音などの監視を継続するとともに、廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全を推進します。

②かけがえのない自然との共生

うるおいや安らぎをもたらす里山の緑、きれいな水や空気を産み出す森林、河川の清らかな水辺などのかけがえのない自然の保全を図り、多様な生物が生息し、多くの人々が身近に自然を感じられる環境づくりを進めます。

③地球環境への貢献

環境情報の収集・提供や事業者、市民の環境保全等の取組みを支援するとともに、環境を大切にする心の育成を進めます。また、市民、事業者、行政の三者が協働して廃棄物の

発生抑制、資源の再使用、再生利用など限りある資源の循環的利用を推進するとともに、省エネルギーへの積極的な取組みや新エネルギー利用の促進を図り、環境への負荷の低減に努め、地球環境の保全に貢献します。

(7) 快適な都市機能

市街地区域、農用地区域、都市環境調和区域、自然調和区域など地域の土地利用特性に基づいた適正な機能分担に配慮するとともに、人口の推移や少子・高齢化、ユニバーサルデザインを踏まえて、住環境、拠点機能、交通環境など住みやすく、交流できるまちの整備を進めます。

①適正な土地利用計画の推進

総合的かつ計画的な土地利用計画のもとに、土地利用の適正な管理・指導を行います。

②魅力ある都市景観の形成

市民との協働のもとに、主体性と計画性を持ちながら、周囲を山々に囲まれた地形や東西丘陵地の風景、市街地周辺の田園地帯、市内を流れる河川、城下町としての歴史性などの地域特性をいかし、快適で美しく、活気あるまちなみを持つ盛岡らしい魅力ある都市景観を形成します。

③快適な居住環境の実現

生活道路の環境の向上や住宅地としての機能の維持・増進に努め、冬期に強く、快適な居住環境の実現を目指します。

④うるおいのある公園・街路樹の確保

生活に緑とうるおいをもたらす、日常生活の交流空間としての公園の整備や街路樹など公共空間の緑化を推進します。

⑤いつでも信頼される上水道事業の推進

市民から信頼され続ける水道事業を推進し、安全でおいしい水を安定的に供給します。

⑥健全な水環境・良好な水循環の創出

雨水排水や汚水の適切な処理を推進し、河川の水質保全及び浸水の防除により衛生的で安全な水環境を形成します。

⑦にぎわいのある市街地の形成

中心市街地とそれに連担する盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市地区など、適正に機能分担された、魅力にあふれ、人がにぎわう市街地の整備を推進します。

⑧都市活動を支える交通環境の構築

総合的な交通体系を確立し、公共交通機関や自転車の利便性向上と利用促進及び歩行環境の向上を図るとともに、広域交通や物流を支える幹線道路の整備を進め、都市活動を支える交通環境を構築します。

(8) 信頼される質の高い行政

将来にわたって安定的で、市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる行政を目指し、財政の健全化と計画的で効率的な行政運営を推進します。また、市民やNPOとの協働を進め、市民とともに作り上げる質の高い行政サービスを実現するとともに、広域行政や地方分権を推進します。

①健全な財政運営の実現

適正な市税等賦課の推進と収納率の向上を図り、限られた財源の中で効率的に予算を執行するとともに、公有財産の適正管理と有効活用を進めます。

②計画的で効率的な行政運営の推進

継続的に行政改革を進めながら、計画的で効率的な行政運営を推進します。

③市民とともに作る行政の実現

行政情報を積極的に提供し、市民と情報を共有するとともに、市民意見を市政に的確に反映できるよう広聴機能の充実を図ります。さらに、市民との協働のまちづくり、市民とともに作り上げる質の高い行政サービスを目指し、NPO活動等を通じた市民参画を促

進めます。

④市民の負託に応える組織の構築・人材の育成

質の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、簡素で効率的かつ機能的な組織体制を構築するとともに、職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上など人材育成を進めます。

⑤より便利な行政サービスの構築

快適で便利に利用できる窓口サービスを実現するとともに、より簡単に行政手続きが行えるよう情報通信技術を活用した電子市役所の構築に取り組みます。

⑥自治の確立を目指す取組みの強化

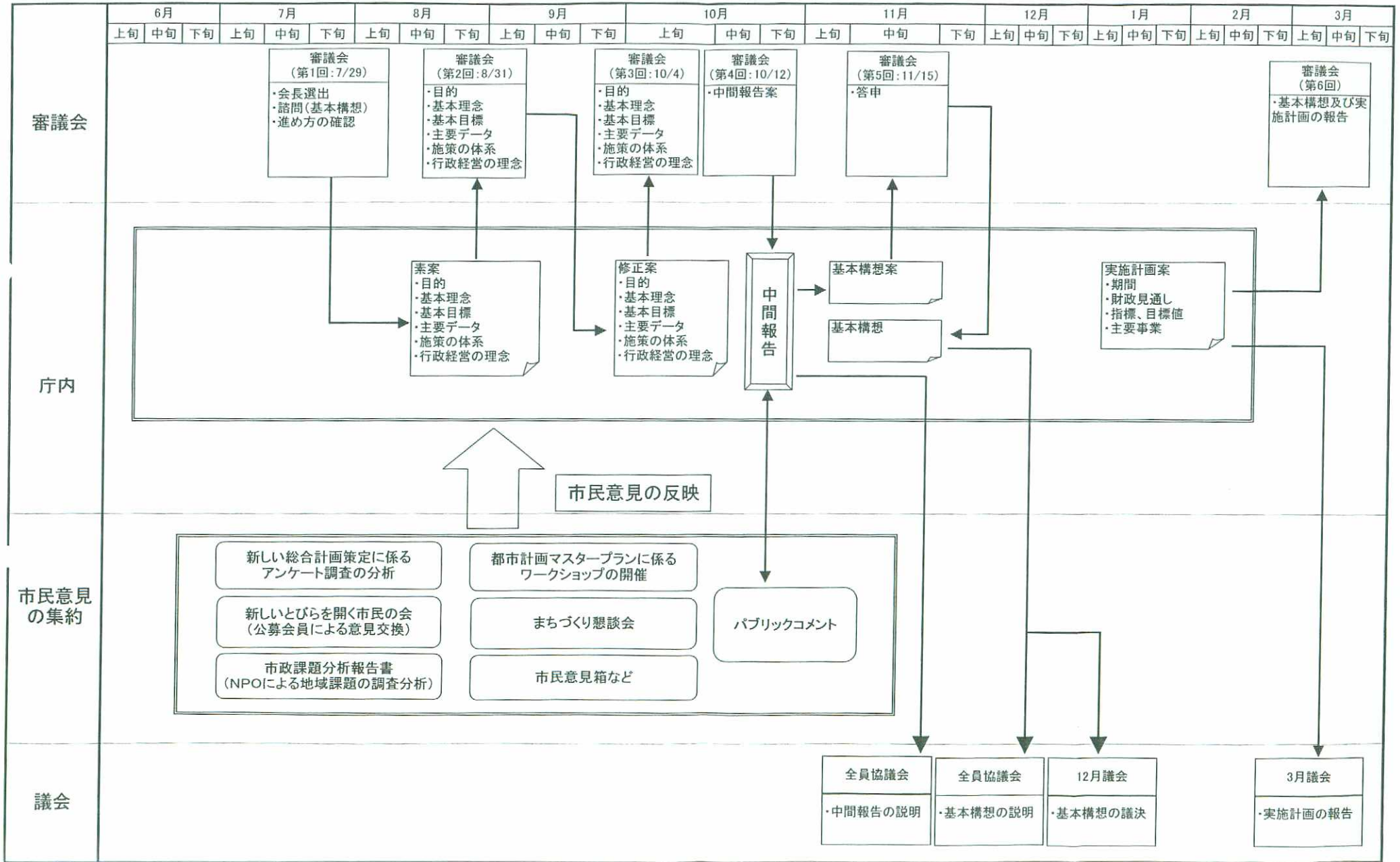
日常生活圏の広域化に対応し、市町村合併も視野に入れた広域的連携のもとで、より効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、地方分権を踏まえた自律的な行政運営を確立します。

7 目標達成に向けた行政経営の理念

盛岡市は、次に掲げる行政経営の理念のもとに、この構想の実現を図ります。

- (1) 市民が主体的に市政にかかわることを保障し、積極的な市民参画による開かれた行政を実現します。
- (2) 簡素で効率的な組織体制のもとで、公正でかつ透明性の高い行政経営を推進し、信頼性の高い市政を確立します。
- (3) 国や県との対等な関係のもとに、自律的な行政経営を確立します。
- (4) 市民の視点で適切に施策や事務事業を評価し、常に見直しを行いながら、市の仕事をより価値のあるものへと改革改善し続けます。

◎ 盛岡市基本構想の策定経過



◎人口指標について

1 人 口

合計特殊出生率中位（1.30）の推計を指標とした。

◎総人口	実績値←				→推計値				(単位：人)
	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	
総人口	258,740	272,776	278,497	286,478	288,843	288,600	287,000	283,000	
0歳-14歳	60,253	59,983	53,962	49,647	44,134	40,600	38,600	37,000	
15歳-64歳	180,054	190,200	195,711	200,237	199,462	196,900	190,900	180,000	
65歳-	18,341	22,593	28,679	36,566	45,189	51,100	57,500	66,000	

※S55～H12は総数に年齢不詳を含むため、年齢3区分人口の合計と一致しない場合がある。

2 世帯数

世帯数は、推計人口を一世帯当たり人員の推計値で除して推計した。一世帯当たり人員は今後とも減少するが、厚生労働省人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（平成15年推計）」での推定に従い、減少傾向は次第にゆるやかになるものとした。

世帯には一般世帯と施設等の世帯があり、実績値は両者を含む総世帯数であるが、後者の比率は1%未満なので、推計値の世帯は全て一般世帯であるものとして推計した。

◎一世帯当たり人員				実績値←				→推計値	(単位：人)
S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27		
2.88	2.83	2.71	2.57	2.45	2.37	2.32	2.29		

◎世帯数				実績値←				→推計値	(単位：世帯)
S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27		
88,136	94,277	100,547	109,216	115,293	121,800	123,700	123,600		

3 産業別就業人口

産業別就業人口は、高齢者や女性雇用が進むものと想定し、15歳以上人口に占める就業人口割合は平成12年の水準を維持するものとした。産業別人口の割合の推移から推計し、起業支援や広域的連携により第2次産業がやや増加するものとし、第三次産業は介護福祉等生活関連サービス等の増加を想定し、現状水準を維持するものとした。

◎産業大分類別就業者数（常住地）の推移

	実績値←					→推計値			人口指標 (H27)
	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	
第1次産業	7,781	7,155	6,349	5,625	4,908	4,172	3,552	3,124	3,100
第2次産業	23,079	21,009	22,850	23,886	23,908	23,957	24,318	24,600	24,600
第3次産業	93,012	100,422	106,577	115,589	115,788	118,470	118,959	117,686	117,700
計	123,872	128,586	135,776	145,100	144,604	146,599	146,829	145,411	145,400
15歳以上人口	198,395	212,793	224,390	236,803	244,651	248,000	248,400	246,000	246,000
就業人口割合	62.44	60.43	60.51	61.27	59.11	59.11	59.11	59.11	59.11

※産業別割合

	(単位：%)								
第1次	6.28	5.56	4.68	3.88	3.39	2.85	2.42	2.15	2.13
第2次	18.63	16.34	16.83	16.46	16.53	16.34	16.56	16.92	16.92
第3次	75.09	78.10	78.49	79.66	80.07	80.81	81.02	80.93	80.95

※15歳以上人口に占める割合

	(単位：%)								
第1次産業	3.92	3.36	2.83	2.38	2.01	1.68	1.43	1.27	1.26
第2次産業	11.63	9.87	10.18	10.09	9.77	9.66	9.79	10.00	10.00
第3次産業	46.88	47.19	47.50	48.81	47.33	47.77	47.89	47.84	47.85

*分類不能の産業は含まない

4 交流人口

交流人口には定義がないが、昼間人口と観光客入込数を指標にすることとし、昼間人口はこれまでの推移を踏まえ将来の昼夜間人口比率が増加していくものとして推計し、総人口の推計値を乗じて求めた。

観光客入込数については、近年最も多い平成8年の数値405万人を超えることを目標とし、今後10年間の施策効果を加味して、平成8年の10%増の440万人を目標値とした。

◎昼夜間人口比率

実績値←					→推計値			(単位：%)
S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	
105.6	105.1	105.2	106.4	107.1	107.2	107.7	108.1	

◎昼間人口

実績値←					→推計値			(単位：人)
S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	
273,245	286,654	292,717	304,744	309,423	309,400	309,100	305,900	

◎観光客入込数（「観光統計概要」（岩手県））

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
県内	2,184,255	2,161,830	2,159,151	2,143,715	2,161,523	2,023,389	2,006,667	2,037,210	2,038,232	2,047,986
県外	1,773,794	1,773,464	1,777,306	1,909,256	1,788,118	1,691,893	1,696,465	1,706,018	1,710,902	1,719,521
計	3,958,049	3,935,294	3,936,457	4,052,971	3,949,641	3,715,282	3,703,132	3,743,228	3,749,134	3,767,507

◎ 施策体系 (案)

